

税金

県と市町村が合同で 公売会を開催します

問い合わせ 税務課徴収係

高額、悪質滞納者への徴収については、県と市町村が一体となつて取り組むことが必要な状況となっています。

県では、「地方税徴収特別対策室」を設置し、重点支援団体の御船ほか10市町において併任徴収を実施するなど、市町村税全体の徴収向上に取り組んでいるところです。

このため、県と市町村が連携し

御船町の滞納処分実績

内 訳	件 数
家宅搜索	8 件
動産差し押さえ	336 点
預貯金差し押さえ	23 件
生命保険差し押さえ	1 件
自動車差し押さえ	2 件

※数値は、平成21年6月末時点

公売会の出品物件

「第1回県・市町村合同公売会」では、電化製品、家具、骨董品など多数の動産差し押さえ物件を出品予定。入札やオークションは誰でも簡単に参加できます。



※写真はイメージです

て徴収強化に取り組む姿勢をアピールするとともに、納税意識の高揚に資することができるよう、「第1回県・市町村合同公売会」を開催しますのでお知らせします。

▼日 時 8月28日(金)

▼場 所 益城町総合体育館

※出品数によっては、8月27日(木)の開催も予定しています。詳しいことは、後日全戸回覧などでお知らせします。

農業

農業用廃棄プラスチックの 収集を行います

問い合わせ 経済振興課農林企画係

農業用廃棄プラスチックなどを収集しますので、次のことにご協力ください。

塩化ビニール、ポリオレフィン系、ポリエスチレンなどを材質別に分けてください。また、劣化したもの、焼けた部分は取り除いて、再生に向くものと向かないものに選別し、梱包してください。

▼収集日

① 8月10日(月)・11日(火)
午前8時～正午

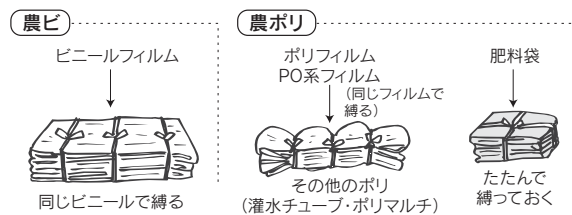
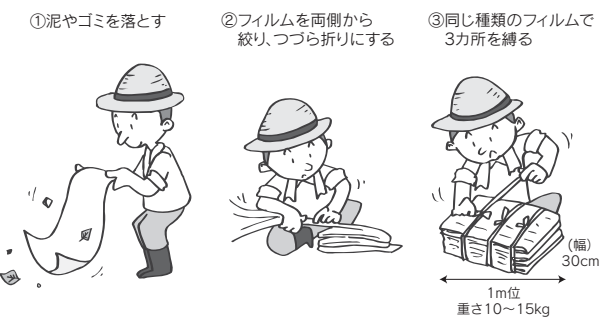
② 11月12日(木)・13日(金)
午後1時～午後4時

※1日目・ポリ収集日
2日目・ビニール収集日

▼場 所 上益城農協本所
(甲佐町カントリー横)

フィルムの梱包方法

リサイクルが出来るように分別回収を徹底しましょう!



※処理費用は農家の皆さんの負担となります

- ・農業用ポリフィルム 1*□あたり 7円
- ・農業用ビニール 1*□あたり 0円

保険

後期高齢者医療の 保険料が決定しました

問い合わせ 町民保険課保険係

平成21年度の後期高齢者医療保険料額が決まりましたので、7月中旬ごろに保険料額決定通知書などを送付します。

なお、新たに後期高齢者医療制度に加入された方は、これまで加入されていた保険の種類、加入時期などによって、保険料のお支払方法やお支払時期が違いますのでご注意ください。詳しくは、保険料額決定通知書でご確認ください。

保険料の支払い方法は2種類

▼特別徴収(年金差引き)

年金が年額18万円以上の方で介護保険料とあわせた保険料額が年金額の半分を超えない方

▼普通徴収(納付書、口座振替)

・年金が年額18万円未満の方
・介護保険料とあわせた保険料額が年金額の半分以上の方
・特別徴収から口座振替への変更の申し出をされた方

保険料額が軽減されます

▶均等割が軽減される対象は、次の①～④に該当する方

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などが

- ①基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得なし)は、9割が軽減されます。
- ②基礎控除額(33万円)を超えない世帯は、8.5割が軽減されます。
- ③基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者の世帯主除く)を超えない世帯は、5割が軽減されます。
- ④基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数を超えない世帯は、2割が軽減されます。

▶所得割の軽減の対象となる方

旧ただし書き所得58万円(年金収入211万円)以下の方は、5割が軽減されます。

入院時の一部負担金と食事代

区 分	一部負担金の上限額	食事代 (1食あたり)
現役並み 所得者	80,100円+ (総医療費- 267,000円)×1% 4回目から44,400円 (※1)	260円
一 般	44,400円	入院日数が 90日まで 210円
低所得Ⅱ (※2)	24,600円	過去12ヶ月の 入院日数が 91日以上の場合 160円
低所得Ⅰ (※3)	15,000円	100円

(※1)過去12か月間に4回以上の高額療養費の支給を受ける場合の4回目からの上限額

(※2)低所得Ⅱは、世帯の全員が住民税非課税の方

(※3)低所得Ⅰは、世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円の方(年金収入のみは80万円以下)

新しい保険証は 7月中旬に郵送します

現在お持ちの後期高齢者医療保険証(水色)の有効期限は、7月31日です。新しい保険証(黄色)は、7月中旬に郵送します。

なお、新しい保険証(黄色)に記載してある一部負担金の割合は、平成21年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

また、現在お持ちの保険証(水色)は8月1日以降に、役場保険係へお返しください。

食事代減額の更新申請は 手続きが不要です

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を現在お持ちの方は、7月31日で期限切れとなり更新が必要となりますが、8月1日から引き続き該当される方へは、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)を保険証と同封して郵送します。

▼新規申請に必要なもの

- ①限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書
- ②後期高齢者医療被保険者証
- ③印かん

申請必要なし

申請必要あり